

幼保連携型認定こども園の園長資格について

国規則	県審査基準	保有資格・免許	実務年数等	その他(※1)
第12条	8(1)	以下の全てを保有 ①教員免許(専修又は一種)(※2) ②保育士登録	国規則第12条各号に定める職を5年以上	
第13条	8(2)	以下のいずれかを保有 ①教員免許(専修又は一種)(※2) ②幼稚園教諭二種 ③保育士	以下のいずれかに該当 ①現行の施設長(※3)を5年以上(※4) ②幼稚園、保育所又は認定こども園の教諭又は保育士(施設長を含む)として10年以上、教育、保育又は子育て支援に従事 ③別に定める園長研修を受講し、修了証の交付を受ける(※5)	以下のいずれにも該当 ①H26年度末時点で施設長であり、継続して施設長(※6) ②副園長(教頭・主幹保育教諭)が8(1)該当、又は幼稚園教諭二種かつ保育士資格を有し、国規則第12条各号の職を5年以上従事 ③認可・変更までに別に定める園長研修を受講し、修了証の交付を受ける(※5)(交付後も5年ごとの期間に受講・修了証の交付を努力義務)
	8(3)	なし		

※1 8(2)、(3)に該当する者は、上記の他、設置者の推薦書が必要。また、毎年、地方公共団体や関係団体等による園長研修等の受講に努めなければならない。

※2 教員免許(専修又は一種)は、幼稚園教諭でなくても可。

※3 「施設長」は、「幼稚園長、保育所長、認定こども園長」のことをいう。

※4 人事異動等に伴い、新たに幼保連携型認定こども園の園長として就任する者は、①が適用されない(②か③に該当する必要がある)。

※5 別に定める園長研修は次頁のとおり。

※6 H27年4月以降に、人事異動等に伴い当該園の園長を退いた後、再度就任する場合は、8(1)又は(2)に該当する必要がある(8(3)は適用除外、他園の園長に就任する場合も同じ)。